

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第7号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																
<p>（土壌及び地下水の汚染状況の監視等）</p> <p>第21条の12 （略）</p> <p>2 条例第74条第1項の規定による土壌及び地下水の汚染の状況の監視は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 第1号の規定による測定は、5年に1回以上行い、かつ、有害物質使用等事業場の土地の形状の大規模な変更を行う場合（<u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第8項又は第4条第2項若しくは第3項の規定による調査を行う場合を除く。</u>）において行うこと。</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（土壌及び地下水の汚染状況の届出）</p> <p>第21条の13 条例第75条の規則で定める土地は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 有害物質使用等事業場の敷地であつた土地（土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域を除く。）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第6の4（第21条の12関係）</p> <p style="text-align: center;">土壌の汚染状況の評価に係る基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 20%;">有害物質の種類</th> <th style="width: 20%;">土壌溶出量基準値</th> <th style="width: 20%;">土壌含有量基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1, 2-ジクロロエチレン</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9号様式の11（第21条の12、第21条の13関係）</p> <p style="text-align: center;">土壌（地下水）汚染状況報告書（届出書）</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p>	番 号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値	(略)				5	1, 2-ジクロロエチレン	(略)		(略)				<p>（土壌及び地下水の汚染状況の監視等）</p> <p>第21条の12 （略）</p> <p>2 条例第74条第1項の規定による土壌及び地下水の汚染の状況の監視は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 第1号の規定による測定は、5年に1回以上行い、かつ、有害物質使用等事業場の土地の形状の大規模な変更を行う場合において行うこと。</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（土壌及び地下水の汚染状況の届出）</p> <p>第21条の13 条例第75条の規則で定める土地は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 有害物質使用等事業場の敷地であつた土地（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域を除く。）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第6の4（第21条の12、第21条の13関係）</p> <p style="text-align: center;">土壌の汚染状況の評価に係る基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 20%;">有害物質の種類</th> <th style="width: 20%;">土壌溶出量基準値</th> <th style="width: 20%;">土壌含有量基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">シス-1, 2-ジクロロエチレン</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9号様式の11（第21条の12、第21条の13関係）</p> <p style="text-align: center;">土壌（地下水）汚染状況報告書（届出書）</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p>	番 号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値	(略)				5	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(略)		(略)			
番 号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値																														
(略)																																	
5	1, 2-ジクロロエチレン	(略)																															
(略)																																	
番 号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値																														
(略)																																	
5	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(略)																															
(略)																																	

調査地点				
(略)				
5	1, 2-ジ クロエチ レン			
(略)				
備考 (略)				

調査地点				
(略)				
	シス-1, 2-ジク ロロエチ レン			
5	トランス- 1, 2-ジ クロエチ レン			
	1, 2-ジ クロエチ レン			
(略)				
備考 (略)				

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。